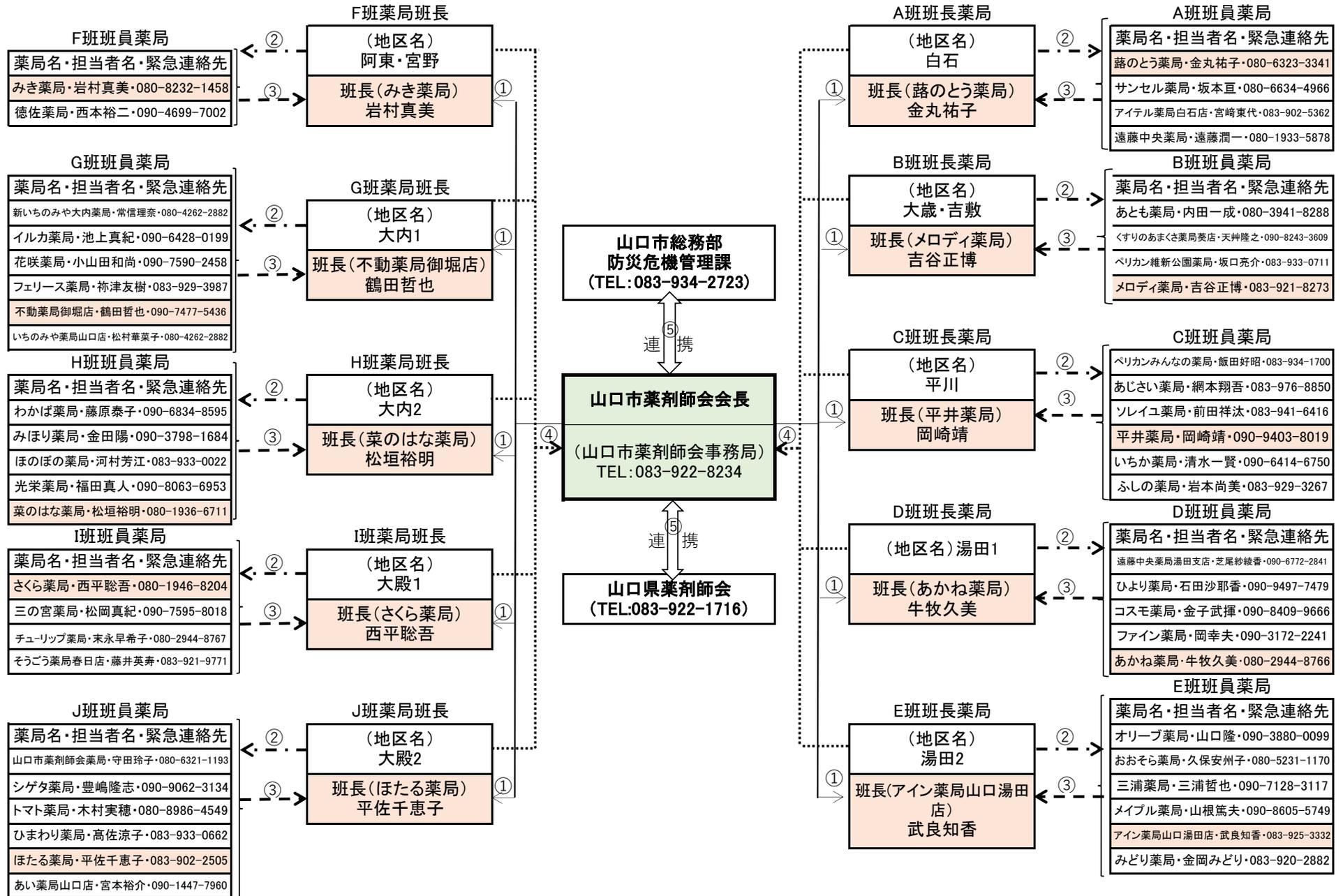


非常時における連絡網(山口市薬剤師会)



2026年4月1日～2027年3月31日

- ① ——> :市薬剤師会会長が、災害等の非常事態と判断した場合、班長に班員薬局(担当者)の被害状況の確認を指示
- ② - - -> :班長が、班員薬局(担当者)に被害状況を確認
- ③ - - -> :班員薬局(担当者)は、被害状況を班長に報告
- ④> :班長は、山口市薬剤師会事務局に班員薬局(担当者)の被害状況を報告
- ⑤ <====> :市薬剤師会会長は、山口県薬剤師会及び山口市総務部防災危機管理課と連携を行い、非常事態に対応

※④⑤を受けて、山口市薬剤師会会長は、班員薬局の被害状況を鑑み、班長に対して、班員同士で連携して各地域に医薬品を供給する等の協力を要請